

小金井市高齢者等の見守り活動に関する覚書

小金井市（以下「甲」という。）、株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）及び株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙との間で締結した平成30年1月24日付け「地域活性化包括連携協定」（以下「原協定」という。）に付随して、高齢者、障害者、子ども（以下「高齢者等」という。）の見守り活動に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、近隣関係が希薄化する中で、高齢者等の地域社会からの孤立を防止するため、甲の所管する高齢者支援機関、障害者支援機関、子育て支援機関（以下「支援機関等」と総称する。）を核として甲、乙及び丙が協体制を確立し、高齢者等の見守り活動（以下「本活動」という。）を実施することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（前提）

第2条 甲は、次に掲げる事項を理解した上で、この覚書について合意するものとする。

- (1) 乙が直営店方式又はフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下「セブン-イレブン店」という。）を展開しており、フランチャイズ方式のセブン-イレブン店の経営者（以下「フランチャイジー」といい、乙と併せ「乙ら」と総称する。）は、乙と別途独立した経営主体であること。
 - (2) 乙の直営店及び本活動への参加に同意しているフランチャイジーが経営するセブン-イレブン店並びに丙が運営する店舗において本活動に協力するものであること。
 - (3) 乙ら及び丙が小金井市内で営業する店舗における日常業務の範囲内で行われるものであること。
- 2 乙は、小金井市内のセブン-イレブン店のフランチャイジーに対し、この覚書に基づく本活動に参加することを推奨する。
- 3 この覚書の締結日時点において、当該推奨の対象となるフランチャイジーは、前項の乙の推奨に承諾している。

（活動の対象とする地域）

第3条 この覚書による本活動の対象となる地域は、小金井市内とする。

（取組内容）

第4条 乙ら及び丙は、日常業務において、高齢者等に関して業務に支障のない範囲で見守りを行い、何らかの異変に気づいた場合に、甲に対し連絡を行うものとする。

2 前項の場合において、支援機関等は、その状況を確認し、当該市民への支援が必要と判断した場合には、速やかに関係機関等と連携して支援等に係る活動を実施するものとする。ただし、乙ら及び丙が、緊急の対応が必要と判断した場合は、直接、消防署、警察署等の関係機関に通報するものとする。

（役割）

第5条 甲、乙及び丙は、本活動の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築し、継続的な見守り活動が実施できるようその体制の確立に努めるものとする。

（免責）

第6条 乙ら及び丙は、本活動に係る甲への連絡の実施判断、適否及び結果並びに高齢者等の異変及び異変後に生じる問題等に関して、何ら責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲、乙ら及び丙は、本活動において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律、小金井市個人情報保護条例その他の法令を遵守の上、適正に取り扱うものとする。

2 甲は、乙ら又は丙が、第4条第1項に基づき甲に対し連絡を行った場合、当該乙ら又は丙が異変が生じていると判断した高齢者等本人及び第三者に対して、乙ら又は丙から連絡があった事実を開示しない。

（有効期間）

第8条 この覚書の有効期間は、この覚書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙又は丙から他の全ての当事者に対し、書面による特段の申出がないときは、この覚書の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、原協定が終了したときは、この覚書も終了するものとする。

3 第6条及び第7条の規定は、この覚書が終了した後も有効に存続するものとする。

（中途解約）

第9条 甲、乙又は丙は、前条の定めにかかわらず、他の全ての当事者に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでもこの覚書を終了させることができる。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関し疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙及び丙で協議してこれを定めるものとする。

以上、この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 1月24日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長 西岡真一郎



乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋一樹



丙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝富博

